

## 基本目標 2 子どもを受け止め、育む環境づくり

子どもがいつでも、周りから受け止められていると実感し、安心して人間関係を築き、日々の生活を過ごすことができる居場所づくりや、さまざまな活動を通して自分自身を確立していくことができる環境づくりを進めます。

### 基本施策 1 子どもが安心して過ごすための居場所づくり

#### 【保護者・家庭】

##### ●「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組の推進

現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築していきます。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進めていきます。

##### ●ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を、札幌市独自の基準で認証し、さまざまな支援を行います。

##### ●家庭的保育事業の実施

札幌市が認定した家庭的保育者の居宅等において、保育を行う家庭的保育事業（保育ママ）を実施し、多様化する保育ニーズに対応します。

##### ●特別な支援を必要とする幼児への支援体制の充実

特別な教育的支援が必要な幼児への支援体制を構築するため、幼稚園、保育所、小学校の連絡会の充実を図ります。

#### 【学校・施設】

##### ●学校におけるいじめ対策

・いじめに関する実態調査の実施や、24時間いじめ電話相談事業などにより、いじめの早期発見、早期対応に努めます。  
・札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置し、情報モラル教育の推進に取り組みます。

##### ●フリースクールなど民間施設との連携等

・札幌市が開催する研修会等にフリースクールなどの民間施設の職員や保護者にも参加を呼び掛けるなど、情報交換や連携を進めます。  
・施設運営に対する支援のあり方などを検討し、必要となる対策を進めます。

#### 【地域】

##### ●課題を抱える中学卒業後の子どもへの支援

「若者支援総合センター」において、課題を抱える中学卒業後の子どもへの就労支援などを行うとともに、児童会館を活用した学び直しのサポートを行うなど、社会的自立までを継続的に支援します。

##### ●放課後の居場所づくりの推進

ミニ児童会館の整備を進めるとともに、放課後子ども教室推進事業等により居場所づくりを推進します。また、留守家庭児童対策の充実のため、児童クラブの登録児童及び民間児童育成会の助成対象児童について、4年生までに拡大します。

##### ●青少年健全育成の取組への支援

青少年育成委員会事業等について、関係機関、団体との情報共有を通し、より一層の連携強化を図っていきます。

### 基本施策 2 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり

#### 【子どもの主体的な活動】

##### ●中高生の居場所の充実

中高生の居場所としての児童会館の現状などを検証し、利用しやすい環境づくりや取組の充実を図ります。

##### ●ボランティア体験事業の推進

地域福祉及びボランティア活動への理解を深め、継続的な参加を促すための支援を行います。

##### ●プレーパーク事業の推進（再掲）

※「基本目標 1－基本施策 3」の再掲

## 基本目標 3 子どもの権利の侵害からの救済

権利侵害に対し迅速かつ適切に救済を図るための救済体制の整備・充実はもちろんのこと、権利侵害についての正しい理解を進め、これを起こさない環境の実現を図ります。

### 基本施策 1 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実

#### 【相談・救済】

##### ●子どもアシストセンターの運営

子どもアシストセンターが、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き広報活動に取り組みます。また、子どもが相談しやすい体制の維持や関係機関との円滑な連携協力を図ります。

##### ●学校におけるいじめ対策（再掲）

※「基本目標 2—基本施策 1」の再掲

#### 【児童虐待】

##### ●「(仮称) オレンジリボン協力員制度」の創設

従来の児童虐待予防地域協力員制度を発展させた「(仮称) オレンジリボン協力員制度」を創設し、幅広く個人や地域団体に参加してもらい、児童虐待の早期発見・早期対応に万全を期していきます。

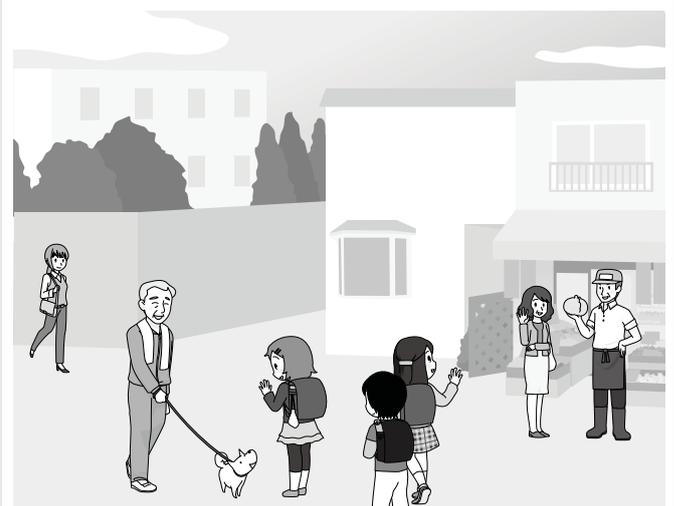
##### ●「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組の推進（再掲）

※「基本目標 2—基本施策 1」の再掲

##### ●学校における児童虐待の早期発見・ 早期対応

・児童虐待対応の手引きを全ての教員に配布するとともに、これに基づく教員を対象とした研修会を実施するなど、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

・不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認できないなど学校が対応に苦慮している事案について、専門家や関係機関の連携による学校支援相談窓口を開設し、問題解決に努めます。



### 基本施策 2 権利侵害を起こさない環境づくり

#### 【意識の啓発】

##### ●人権教育の推進

民族教育や男女平等教育などを充実し、子どもに対する人権教育を推進します。

##### ●お互いの違いを認め尊重する意識を 醸成する機会の充実

外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、さまざまな立場の子どもに対する理解を深め、違いを認め尊重し合う意識を醸成する機会を充実します。

#### 【保護者への支援】

##### ●保護者に対する育児支援

・保健師などが家庭を訪問し育児相談や保健指導を行う「母子保健訪問指導事業」を実施します。

・市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、家庭訪問等による育児支援を行う「育児支援家庭訪問事業」を実施します。

##### ●育児不安保護者への支援

虐待的な関わりを含む不適切な養育を行っている保護者に対して、虐待の予防を図る子育てプログラムを提供するなど、育児不安保護者への支援を行います。